



平成 30 年 5 月 10 日

各 位

上場会社名	株式会社 サンユウ
代表者	代表取締役社長 西野 淳二
(コード番号	5697)
問合せ先責任者	執行役員総務企画部長 水野 由実
(TEL	072-858-1251)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 9 日開催の取締役会において、第 72 期定時株主総会（6 月 28 日開催予定）に下記のとおり定款一部変更について付議することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制を構築するとともに、取締役の経営責任を明確にするため、現行定款第 21 条第 1 項に定める取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、任期調整に関する同条第 2 項の削除を行うものであります。

なお、執行役員につきましても、当社執行役員規程を一部変更し、その任期を 2 年から 1 年に短縮することとしております。

また、上記と併せ、できるだけ簡素で実践的な経営体制とするため、現行定款第 22 条第 2 項を一部変更して取締役会長及び取締役相談役の地位の削除を行うとともに、現行定款第 23 条第 2 項を一部変更して副社長執行役員の地位の削除を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 30 年 6 月 28 日（木）

定款変更の効力発生日 平成 30 年 6 月 28 日（木）

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長、取締役社長各 1 名および取締役相談役</u>を定めることができる。</p> <p>(執行役員および役付執行役員)</p> <p>第 23 条 当社は、取締役会の決議により、執行役員を置くことができる。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>副社長執行役員、専務執行役員および常務執行役員</u>各若干名を定めることができる。</p>	<p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後<u>最初に開催される定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を定めることができる。</p> <p>(執行役員および役付執行役員)</p> <p>第 23 条 当社は、取締役会の決議により、執行役員を置くことができる。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって専務執行役員および常務執行役員各若干名を定めることができる。</p>